

使途等報告書の訂正及び政党交付金の返還

国民民主党（本部）の令和2年分の使途等報告書（政党助成法に基づく政党交付金の使途等に関する報告書）について、令和4年3月7日に訂正願が提出されたことにより、政党交付金の残余（16,000,000円）が生じることとなりました。

本日、この残余について、政党助成法第33条第2項の規定に基づき、返還手続を行うこととしました。

（連絡先）自治行政局選挙部政党助成室
担当：中野補佐、古賀主査
電話：（代表）03-5253-5111
（内線）23192、23195
（直通）03-5253-5582
（E-mail）senkyo.shikin@soumu.go.jp

（注）迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。